

成年後見制度の理解

-不適切な行為とは何か③-



1. 支出 -領収書等の保管・管理等-
2. 支出 -立替金・各種減免申請・還付金申請-
3. 支出 -本人以外の支出-
4. 身上監護 -施設入所に伴う課題-

1. 支出 -領収書等の保管・管理等-

不適切な事例① -領収書等の受領-

- 毎月・被後見人に生活費を渡していたが→被後見人から領収書を受領していなかった為・・・
- 後見監督人から指摘の可能性→「**使途不明金扱い**」（除く：毎月の定額支給分以外）

(注1)被後見人に生活費を渡す際→**自署**して貰う方法で**領収書**を用意する

(注2)金銭のやり取り→必ず「**領収書等**」との交換で行う

(注3)**請求書に基づく振込**は→「**請求書・振込明細書**」があればよい



不適切な事例② -領収書の整理-

- 後見監督人から要求**→特定支出に関する領収書の提示
- 領収書を整理していなかったため→要求された領収書が発見できなかった

(注1)可能な限り→預金口座からの「**自動引落**」を利用する

(注2)領収書・請求書等は→**ノート貼付・ファイル**にて保管・整理する

(注3)**領収書**が無いものは→**出金伝票**に「**日付・支出内容・相手先等**」を記入する

(注4)本人に対し手渡した生活費等は→本人に「**受取サイン・押印**」を貰っておく

2. 支出 -立替金・各種減免申請・還付金申請-

不適切な事例③ -立替金-

- 入院費用の支払い→予め入院費を預金から払い戻しすることを失念
- やむを得ず、**入院費を立替**て支払った

(注1)原則：費用の立替払いは行わない

(注2)理由：費用立替は「**後見人→被後見人に対して費用求償権**」を得ることになる

(注3)結果：**利益相反関係**になってしまう

不適切な事例④ -各種減免申請・還付金申請-

- 担当する被後見人について→以下の申請手続きを失念
- 「**後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定**」「**介護保険負担額限度額認定**」
- 結果として→**減額・給付が受けられなかった**

(注1)被後見人の状況に応じて、「利用費・介護保険負担額当の限度額認定等手続き」を実施する

(注2)「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を医療機関等の窓口に提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額と入院時の食費が減額されます

<http://www.tokyo-ikiiki.net/easynavi/kyufu/1001166.html> 東京都後期高齢者医療広域連合



3-1. 支出 -本人以外の支出①-

不適切な事例⑤ -固定資産税-

- 自宅の土地・建物→被後見人・長女の共有名義だが→固定資産税は被後見人名義口座から引落し
- 家庭裁判所の定期報告の際、問題点として指摘された

(注1)他の家族の財産に関する費用は「その持分に相当する割合」で清算を行う必要有り

(注2)共有名義の不動産は、上記清算に該当する

不適切な事例⑥ -同居家族の生活費-

- 被後見人は長男と同居→生活費（食費・水道光熱費等）は被後見人が負担（昔から）
- 後見人は上記の状態を認めていたが・・・
- 家庭裁判所の定期報告の際、問題点として指摘された

(注1)原則：区別出来るものは区別／区別出来ないものは人数分割り→本人負担額を算出

(注2)義務：「定めた負担金額」は、「当該算出根拠」とともに→家庭裁判所に報告

(注3)親族に対する金銭貸付は不可

(注4)親族による不明朗な支出→最初から違法と決め付けない→家庭裁判所からの指示がない限り、

「審判確定前の支出」は調査不要



3-2. 支出 -本人以外の支出②-

不適切な事例⑦ -介護費用・見舞いの日当・交通費の支払い-

- 被後見人が入院する病院を→姪が一定期間訪問・看護、介護を行ったと主張
- 後見人に対して→当該報酬と交通費の請求を行った
- 後見人→姪にたいして請求額通りの支払いを行った

(注1)概要①：親族が通常的情愛に基づく「介護・見舞い」を行った程度の場合・・・

(注2)原則①：介護報酬・その他付随する費用は「親族負担」

(注3)概要②：親族が「有償サービス提供・同程度の労務提供」を行った場合

(注4)原則②：介護職の平均賃金等を参照して支払うことが想定される→家庭裁判所に相談する

(注5)冠婚葬祭費：本人と相手方の関係を考慮→妥当な金額であれば許容される

(注6)後見人交通費：原則：後見事務に伴う交通費の受領は「公共交通機関を利用した場合の額」
タクシー利用・ガソリン代受領等は不可



4. 身上監護 -施設入所に伴う課題-

不適切な事例⑧ -預金額の不足・連帯債務保証の請求-

- 施設入所契約において→身元保証人を求められた市民後見人が、身元保証人として署名した
- その後、被後見人は預金を取り崩して施設利用料を支払っていたが・・・
- 入所が長期に及んだため→預金が底をつく・支払いが出来なくなった
- 施設は身元保証人である市民後見人に対して→連帯債務保証義務を主張・施設利用料一部を請求

(注1)原則：後見人は「身元保証人・身元引受人」としての法的義務はない

(注2)結果：入院・入所契約において義務が課されることに注意を要する

(注3)施設入所契約書→具体的な役割が明示されていないことが多い

(注4)連帯保証契約書→具体的な役割が明示されていることが多いので、より注意が必要

(注5)原則：病院・施設は「正当な理由なく」医療・福祉サービスの提供を拒んではならない

(注6)結果：入院・入所に身元保証人がいないことを理由に、サービス提供拒否は出来ない

(注7)後見人が身元保証人となり、上記の様な連帯債務を負担すると・・・

後見人は被後見人に対し求償権を得ることになる→利益相反関係
従って、後見人は上記の様な立場になるべきではない

